图 亀岡市公報

発行所 亀 岡 市 役 所 総務部 総務課

TEL 0771-22-3131(代表)

京都府亀岡市安町野々神8番地

目 次

—— 規 則 —— ○出納員及びその他の会計職員設置規則 の一部改正 (高齢福祉課) ○亀岡市民生委員推せん会設置規則の一 部改正 (地域福祉課) ○亀岡市保育の必要性の認定基準及び支 給認定事務等取扱規則(子育て支援課) ○亀岡市保育の利用に関する規則 (子育て支援課) —— 告 示 —— ○亀岡市不妊治療助成金交付要綱の全部 改正 (健康増進課) ○亀岡市障害児保育事業費補助金交付要 綱の一部改正 (子育て支援課) 13 ○国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 13 ○公示送達 (税務課) 13 ○公示送達 (税務課) 15 ○国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 15 ○公示送達 (税務課) 16 ○公示送達 (税務課) 17 ○公示送達 (保険医療課) 18 ○国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 18

(税務課)

(保険医療課)

19

20

○公示送達

○国民健康保険被保険者証の無効

○亀岡市議会定例会の招集	(総務課)	20
○亀岡市木造住宅耐震改修事	¥ 業費補助金	
交付要綱及び簡易な改修が	いら始める安	
全なわが家の耐震改修事業		
付要綱の一部改正	(建築住宅課)	20
○南丹都市計画生産緑地地区	区の変更によ	
る図書の縦覧	(都市計画課)	22
○放置自転車の撤去、保管	(土木管理課)	22
	告 ——	
○本市職員採用試験の結果	(人事課)	23
○一般競争入札の執行	(会計課)	24
○住民基本台帳の一部の写し	の閲覧状況	
	(市民課)	26
○亀岡農業振興地域整備計画	面の軽微な変	
更による計画書の縦覧	(農林振興課)	28
○一般競争入札(条件付き)	の執行	
	(契約検査課)	29
○本市職員採用試験の結果	(人事課)	33
○亀岡市人事行政の運営等の)状況	
	(人事課)	34
任免及び辞	令 ——	
New NA Addressed and Inc. A. 1986		
選挙管理委員会欄	_	
-	示 ——	
○選挙時登録において選挙人		
した者の氏名、住所及び生		40
載した書面を縦覧に供する) 場門	48

48

48

49

50

- ○定時登録において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載 した書面を縦覧に供する場所
- ○衆議院議員総選挙におけるポスター掲 示場の設置場所

○亀岡市議会議員一般選挙に係る立候補 予定者説明会の日程の変更

—— 公 告 ——

—— 告 示 ——

上下水道部欄

○亀岡市下水道排水設備指定工事業者指 定の取消しの告示

規則

出納員及びその他の会計職員設置規則の一部 を改正する規則をここに公布する。

平成26年11月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第25号

出納員及びその他の会計職員設置 規則の一部を改正する規則

出納員及びその他の会計職員設置規則(昭和39年亀岡市規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表中「24 機能訓練事業参加費用の収納」を「24 介護予防教室一部負担金の収納」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

「掲示済」

亀岡市民生委員推せん会設置規則の一部を改 正する規則をここに公布する。

平成26年11月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第26号

亀岡市民生委員推せん会設置規則 の一部を改正する規則

亀岡市民生委員推せん会設置規則(昭和35年亀岡市規則第11号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「14人」を「12人」に改め、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「掲示済」

亀岡市保育の必要性の認定基準及び支給認定 事務等取扱規則をここに公布する。

平成26年11月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第27号

亀岡市保育の必要性の認定基準及 び支給認定事務等取扱規則

(趣旨)

第1条 この規則は、子ども・子育て支援法 (平成24年法律第65号。以下「法」とい う。)第20条第1項の認定(法第19条第 1項第1号に該当する小学校就学前子どもの ための教育・保育給付を受ける資格を有する ことの認定を除く。以下「保育の必要性の認 定」という。)の基準その他法第20条第4 項の支給認定に関し必要な事項を定めるもの とする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、法 で使用する用語の例による。

(保育の必要性の認定基準)

- 第3条 保育の必要性の認定は、小学校就学前子どもの保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、家庭において必要な保育を受けることが困難である場合に行うものとする。
 - (1) 1月において、48時間以上労働することを常態とすること。
 - (2) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
 - (3) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
 - (4) 同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時介護又は看護している こと。
 - (5) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧 に当たっていること。
 - (6) 求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っていること。
 - (7) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。
 - イ 職業能力開発促進法(昭和44年法律 第64号)第15条の6第3項に規定す る公共職業能力開発施設において行う職 業訓練若しくは同法第27条第1項に規

定する職業能力開発総合大学校において 行う同項に規定する指導員訓練若しくは 職業訓練又は職業訓練の実施等による特 定求職者の就職の支援に関する法律(平 成23年法律第47号)第4条第2項に 規定する認定職業訓練その他の職業訓練 を受けていること。

- (8) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 児童虐待の防止等に関する法律(平成 12年法律第82号)第2条に規定する 児童虐待を行っている又は再び行われる おそれがあると認められること。
 - イ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の 保護等に関する法律(平成13年法律第 31号)第1条に規定する配偶者からの 暴力により小学校就学前子どもの保育を 行うことが困難であると認められること (アに該当する場合を除く。)。
- (9) 育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業(以下「特定教育・保育施設等」という。)を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして市長が認める事由に該当すること。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、保育を 必要とする小学校就学前子どもが次の各号の いずれかの事由に該当する場合は、その保育 の必要性の認定の基準を調整することができ る。
 - (1) 同居の親族その他の者による保育を受けることができる状態にあること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、保育の必要性の認定の基準を調整することが適当である

と市長が認める状態にあること。

(申請)

- 第4条 法第20条第1項の認定を受けようとする小学校就学前子どもの保護者(以下「申請者」という。)は、施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書(以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。
- 2 申請書には、次の書類を添付しなければならない。
 - (1) 子ども・子育て支援法施行規則(平成 26年内閣府令第44号。以下「施行規 則」という。)第2条第2項第1号に規定 する利用者負担額の算定のために必要な事 項に関する書類。ただし、当該書類により 証明すべき事実を公簿等によって確認する ことができるときは、これを省略すること ができるものとする。
 - (2) 保育を必要とする事由に応じて支給認定 のための審査及び調査に必要な書類として 市長が別に定める書類

(調査及び審査)

第5条 市長は、申請内容及び支給認定に係る 状況を把握するため、申請書及び添付書類の 確認、保護者との面接等により調査及び審査 を行うものとする。

(支給認定)

- 第6条 市長は、前条の調査及び審査の結果、 第4条の申請に係る小学校就学前子どもが法 第19条第1項各号に該当すると認められる ときは、支給認定を行うものとする。
- 2 法第20条第3項の保育必要量の認定は、 保育の利用について、1月当たり平均275 時間まで(1日当たり11時間までに限る。 以下「保育標準時間認定」という。)又は平 均200時間まで(1日当たり8時間までに 限る。以下「保育短時間認定」という。)の 区分に分けて行うものとする。

- 3 前項の認定は、次の各号に掲げる区分に応 じ、当該各号に定める区分に分けて行うもの とする。
 - (1) 第3条第1項第1号又は第7号に該当するとき。 次に掲げる区分に応じ、次に定める区分
 - ア 就労し、就学し、又は職業訓練を受講する時間が1月において120時間以上であることを常態とするとき。 保育標準時間認定
 - イ 就労し、就学し、又は職業訓練を受講する時間が1月において120時間未満 (就労にあっては48時間以上に限る。)であることを常態とするとき。 保育短時間認定
 - (2) 第3条第1項第2号から第5号まで又は 第8号のいずれかに該当するとき。 保育 標準時間認定
 - (3) 第3条第1項第6号又は第9号に該当するとき。 保育短時間認定
 - (4) 第3条第1項第10号に該当するとき。 前3号に掲げる区分に準じ、その事由を 勘案して市長が認定する保育標準時間認定 又は保育短時間認定
- 4 市長は、第3条第1項第3号、第6号又は 第9号に掲げる事由について、保育必要量の 認定を第2項に規定する区分に分けて行うこ とが適当でないと認める場合にあっては、前 2項の規定にかかわらず、当該区分に分けな いで行うことができる。

(有効期間)

- 第7条 市長は、前条の支給認定を行うに当たっては、法第21条及び施行規則第8条の規定に基づき、当該支給認定の有効期間を定めるものとする。
- 2 施行規則第8条第4号ロ、第6号、第7号、 第12号及び第13号の市町村が定める期間 は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号

に定める期間とする。

- (1) 施行規則第8条第4号口 90日
- (2) 施行規則第8条第6号及び第12号 育児休業の期間等当該小学校就学前子ども及びその保護者の状況並びに地域における保育利用の公平性を勘案して市長が認める期間(育児休業に係る子どもの出産後1年を経過する日の属する月の末日までを限度とする。)
- (3) 施行規則第8条第7号及び第13号 保 育が必要な事由並びに当該小学校就学前子 ども及びその保護者の状況を勘案して市長 が認める期間

(認定証の交付等)

- 第8条 市長は、第6条の支給認定を行ったと きは、法第20条第4項の支給認定証を当該 申請者に交付するものとする。
- 2 施行規則第2条第4項の規定により特定教育・保育施設等を経由して申請書が提出された場合における支給認定証の交付は、当該申請の際に経由した特定教育・保育施設等を経由して行うものとする。
- 3 市長は、申請者及び当該申請者が利用する 特定教育・保育施設等に対して、当該申請者 の利用者負担額に関する事項を通知するもの とする。

(却下)

- 第9条 市長は、申請者が当該申請に係る子ど ものための教育・保育給付を受ける資格を有 すると認められないときは、理由を付して、 その旨を当該申請者に通知するものとする。 (現沢届)
- 第10条 申請書は、法第22条の規定による 現況届として使用することができるものとす る。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、この 規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に 定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。 (経過措置)
- 2 第6条第3項の規定にかかわらず、法の施 行の日の前日から引き続いて特定教育・保育 施設(認定こども園又は保育所に限る。)に 入所し、又は入所していることが見込まれる 小学校就学前子どもに係る保育必要量の認定 については、当該認定に係る申請者が希望し た場合は、保育標準時間認定とすることがで きる。

「掲示済」

亀岡市保育の利用に関する規則をここに公布 する。

平成26年11月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第28号

亀岡市保育の利用に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、児童福祉法(昭和22年 法律第164号)第24条第1項及び第4項 に規定する保育の利用に関し必要な事項を定 めるものとする。

(入所の手続)

第2条 保育の利用を希望する保護者(以下

- 「申込者」という。)は、保育所入所申込書 を福祉事務所長に提出しなければならない。
- 2 福祉事務所長は、前項の保育所入所申込書 を受理したときは、審査の上、入所の可否を 決定し、保育所入所承諾書又は保育所入所不 承諾通知書により申込者に通知する。

(優先利用の基準)

- 第3条 保育を必要とする児童が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該保育を必要とする児童が特定教育・保育施設等(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第58条第1項の特定教育・保育施設等をいい、幼稚園を除く。以下同じ。)を優先的に利用することができるよう、児童福祉法第24条第3項(同法第73条において読み替えて適用する場合を含む。)に規定する調整及び要請を行うものとする。
 - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する母子家 庭等に属していること。
 - (2) 生活保護法(昭和25年法律第144 号)の規定による生活扶助を受けている世 帯のうち、保護者の就労により自立が見込 まれる世帯に属していること。
 - (3) 世帯の生計を維持するために就労していた保護者が失業し、当該保護者又はその他の保護者が速やかに就労することが必要な世帯に属していること。
 - (4) 児童虐待を受け、又は保護者が配偶者からの暴力を受けるおそれがあることその他社会的養護の必要性があること。
 - (5) 障害を有していること。
 - (6) 保護者が育児休業後に復職し、又は復職する予定であること。
 - (7) 利用しようとする特定教育・保育施設等が、当該児童の兄弟姉妹が現に利用し、又は利用しようとする特定教育・保育施設等と同一であること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、前各号に類 すると福祉事務所長が認める状態にあるこ と。

(退所)

平成26年12月15日発行

- 第4条 福祉事務所長は、入所児童が次の各号 のいずれかに該当すると認める場合は退所さ せることができる。
 - (1) 市内に住所を有しなくなったとき。
 - (2) 亀岡市保育の必要性の認定基準及び支給 認定事務等取扱規則(平成26年亀岡市規 則第27号) 第3条の保育の必要性の認定 基準に該当しなくなったとき。
 - (3) 疾病その他の事由により児童が保育に堪 えられなくなったとき。
 - (4) その他退所を適当と認めるとき。 (退所に関する届出)
- 第5条 保護者が児童を退所させようとすると きは、保育所退所届により福祉事務所長に届 け出なければならない。

(保育の利用解除通知)

- 第6条 福祉事務所長は、前2条の規定により 退所させる場合は、速やかに保育の利用解除 通知書により保護者に通知するものとする。 (委任)
- 第7条 この規則に定めるもののほか、必要な 事項は、福祉事務所長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、子ども・子育て支援法及び就 学前の子どもに関する教育、保育等の総合的 な提供の推進に関する法律の一部を改正する 法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する 法律(平成24年法律第67号)の施行の日 から施行する。

(亀岡市保育の実施に関する条例施行規則の 廃止)

2 亀岡市保育の実施に関する条例施行規則 (昭和62年亀岡市規則第6号) は、廃止す る。

告示

亀岡市告示第219号

亀岡市不妊治療助成金交付要綱(平成23年 亀岡市告示第141号)の全部を次のように改 正する。

平成26年11月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市不妊及び不育症治療費助成 金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子を希望しながらも恵まれないため、不妊治療(医療機関において不妊症と診断された者に対する当該症状に係る治療行為をいう。以下同じ。)又は不育症治療(医療機関において不育症と診断するための検査及び当該症状に係る治療行為をいう。以下同じ。)を受けている夫婦に対して、その治療に要する費用の一部を助成することにより、不妊及び不育で悩む夫婦の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(対象者)

- 第2条 助成金の交付を受けることができる者 (以下「対象者」という。) は、次の要件の いずれにも該当する者とする。
 - (1) 本市に居住地を有し、かつ、京都府内に 1年以上居住地を有する夫婦(次条第1号 の一般不妊治療費助成事業(人工授精を除 く。)及び次条第3号の不育症治療費助成 事業(第4号において「医療保険適用対象 事業」という。)にあっては、婚姻の届出 をしていないが事実上婚姻関係にある男女

を含む。)

- (2) 医療機関において次条に規定する助成対象の治療等を受けた者
- (3) 生活保護法(昭和25年法律第144 号)第11条に規定する扶助を受けている 世帯に属する者でないこと。
- (4) 医療保険適用対象事業にあっては、別表 第1に定める医療保険各法(以下「医療保 険各法」という。)に基づく被保険者、加 入者若しくは組合員又はそれらの者の被扶 養者であること。

(対象事業)

する事業

- 第3条 助成の対象とする事業は、次の各号に 掲げる事業とする。
 - (1) 一般不妊治療費助成事業 医療機関において不妊症と診断された対象者が受ける人工授精及び医療保険各法に基づく不妊治療に対して医療費を負担した場合に、その負担した医療費の一部を助成
 - (2) 男性不妊治療費助成事業

医療機関において男性の不妊症と診断された対象者が特定不妊治療費助成事業指定 医療機関で実施する体外受精及び顕微授精に至る一環として行われる精巣内精子生検 採取法、精巣上体内精子吸引法その他の精 子を精巣又は精巣上体から採取する手術に 対して医療費を負担した場合に、その負担 した医療費の一部を助成する事業

(3) 不育症治療費助成事業

医療機関において不育症又はその疑いが あると診断された対象者が医療保険各法に 基づく不育症の原因を特定するための検査 又は医療保険各法に基づく不育症治療に対 して医療費を負担した場合に、その負担し た医療費の一部を助成する事業

(対象経費等)

第4条 助成金の対象となる経費及び助成金の

額は、別表第2に定めるとおりとする。 (交付申請)

- 第5条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、亀岡市不妊及び不育症治療費助成金交付申請書(別記第1号様式)に医療機関証明書(別記第2号様式)を添えて、市長に提出しなければならない。
- 2 前項の規定による申請は、診療日の翌日から起算して1年以内に行わなければならない。 (交付決定及び通知)
- 第6条 市長は、前条の申請があったときは、 その内容を審査の上、交付の可否を決定し、 亀岡市不妊及び不育症治療費助成金交付(不 交付)決定通知書(別記第3号様式)により、 申請者に通知するものとする。

(請求及び交付)

第7条 申請者は、前条の規定による助成金交付決定通知を受けたときは、市長に請求書を提出するものとし、市長は、これに基づき速やかに助成金を交付するものとする。

(返還)

第8条 市長は、偽りその他不正な手段により 助成金の交付を受けた者に対して、当該助成 金の全部又は一部の返還を命ずることができ る。

(実施上の留意事項)

第9条 この要綱の実施に当たっては、申請者 のプライバシーの保護について、十分留意し なければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な 事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、告示の日から実施し、平成26 年10月1日の診療分から適用する。

別表第1(第2条関係)

- 1 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
- 2 健康保険法(大正11年法律第70号)
- 3 船員保険法(昭和14年法律第73号)
- 4 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
- 5 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第 128号)
- 6 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律 第152号)

別表第2 (第4条関係)

別記第1号様式 (第5条関係)

不育症治療費 (一般不妊治療:		年月日 年 十月日 日 一		話番	(携帯) - 個岡市不妊及び不育症治療費助成金交付要綱第5条第1項の規定により、関係書類を添え	iline LT	チェックしてください。 治療 □男性不妊治療 □不育症治療等	E		住民となった日 年 月 日	国保・健保・船員 保番 区 本 人 険 強 メール 数 サール 数 は 数 は 数 は 数 は 数 は 数 は 数 は 数 は 数 は 数	7 4 4 A	△ 自治体 時 期 助成額(円)	各 年 月	体年月	年 月		奏局からの証明書と併せて提出してください。	<u>人工授精又は男性不妊治療に係る助成を申請する場合</u> 法律上の夫婦であることを証明できる書類(戸籍謄本等)を添付するか、下記の欄に記	
亀岡市不妊及び不育症治療費	男性不妊治療・7	(宛先) 亀岡市長			亀岡市不妊及び不育症治療費助成金	てト記のとおり甲謂します。	申請の種類 以下のいずれかにチェッ □一般不妊治療	交付申請額	住 所 亀岡市	受療者本人 氏 名	加 入 種 国 医 医療保険 品 H	ΠΩ	本 本 中 中 中 中 中 中 中 中	1 4 1 1 1 1 1 1 1 1	Į	2 及び助成額	〇添付書類 第二十一 医毒类胃红虫 () () ()	1 医療機関証的書(用2万体以) 保険薬局で投薬を受けた方は、3	2 人工授精又は男性不妊治療に係え 法律上の夫婦であることを証明 ⁻	入してください。
助成額	(1)及び(2)の額にそれぞれ2分	の1を乗じて得た額の合計額 (1年度当たり10万円((1) のみに対して助成をする場合	は6万円)を上限とする。)					(1)の額に2分の1を乗じて得	た額及び(2)の額に2分の1を 垂じて4を (1回の毛術に	ペンされた版(1 日の 1 min つき5万円を上限とする。)の	合計額 (1年度当たり20万 円を上限とする。)		対象経費の額に2分の1を乗	じて得た額 (1回の妊娠につ	き 1 0 万円を上限とする。)					
対象経費	(1) 対象者が保険適用される不	妊治療に要した医療費の自己 負担額(医療保険各法に基づ く保険者叉は共済組合の規約	等の定めるところにより医療	費に対し給付(以下「付加給	付」という。)を受けた場合は、当該付加給付の額を控除した	額)	(2) 対象者が人工授精に対して m) **に味事	タン/に6次月 (1) 対象者が精巣内精子生検採	取法による手術その他の精子を増立さな時子からない。	られて対して要した医療費	(2) 対象者が精巣上体内精子吸引法による手術その他の精子	を精巣上体から採取するため の手術に対して要した医療費	対象者が保険適用される不育症	の原因を特定するための検査及	び治療に要した医療費の自己負	担額(付加給付を受けた場合は、	当該付加給付の額を控除した	答貝)		
対象事業	1 一般不妊治療費助成事業							2 男性不妊治療費助成事業					3 不育症治療費助成事業							

調査す <u>=</u> 同意欄 本申請の審査に必要な範囲で、住民基本台帳及び市税等に関する公簿を閲覧し、 ることに同意します。 氏名

○男性不妊治療に係る助成について 男性不妊治療に係る医療費を京都府(京都市)が実施する特定不妊治療費助成事業の医 療費として重複して申請することはできません。以下のいずれかにチェックしてください。 □ 本申請に係る医療費については、特定不妊治療費助成事業の助成金の申請額に含まれ でいません(含めて申請を行いません。)。 □ 特定不妊治療費助成事業の助成金の申請を行いません。(所得制限のため等) ○医療機関の証明書等報告内容を京都府へ報告を行う事に関する説明書 この助成金は、限られた公費予算から支出を行っています。 また、京都府からの補助金の交付を受け実施しており、公費の支出を検証するために必 要な事項を瓦都所に対し報告します。なお、情報の取扱いには、十分留意し、プライバシントは厳守します。

(60元) 亀岡市長	男性不妊治療医療機関証明書 年 月
面市長 所在地 代表者 (200年)を施し、本人負担額を側位したことを証明します。 即の疾患を3 (200年)を (200	#
所 在 地 所 在 地 代表 者 (電話番号) (宛先) 亀岡市長 (元 女 本 人負担額を領収したことを証明します。 (宛先) 亀岡市長 (元 女 本 月 日 本 月 日 本 月 日 本 月 日 本 月 日 日 本 月 日 日 本 月 日 日 本 月 日 日 本 月 日 日 本 月 日 日 本 月 日 日 本 月 日 日 本 月 日 日 本 人負担額 (宛成) 額 本 人負担額 中	and the second of the second o
名	车棒梯置
(株 表 者	70%80個中界在 地
古 氏 名 下記のとおり男性不妊治療を実施し、本人負担額を領収したことを証明します。 者 氏 名 用・女 生年月日 年 月 日 名 用・女 生年月日 年 月 日 本庭 本 別 額 本 月 日 市 ら 年 月 日 市 ら 毎担 (額収) 額 年 月 日 まで 原 診療 療 分 本人負担額 有 日 市 ら 日 日 まで 日 日 まで 日 日 まで 日 日 日 本 日 日 日 本 日 日 日 本 日 日 日 本 日 日 日 日 本 日 日 日 本 日 日 日 日 本 日 日 日 日 日 日 日 日 本 日 日 日 日 日 日 日 日 本 日	
者 氏 名 期・女 生年月目 年 月 日 年 月 日 下配のとおり男性不妊治療を期間を推進します。 事度に要した。 本人負担額 本人負担額 本人負担額 本人負担額 雇 月分 年 月 日 日 本人負担額 本人負担額 本人負担額 年 月分 年 月分 本人負担額 本人負担額 本人負担額 本人負担(領収)額 年 月分 本人負担額 本人負担額 本人負担額 本人負担額 本人負担額 本人負担(領収)額 年 月分 年 月分 本人負担額 本人負担額 本人負担(領収)額 本人負担(額収)額 本人負担(額収)額 本人負担(額収)額 本人負担(額収)額 本人負担(額収)額 本人負担(額収)額 本人負租(額収)額 本人負租(額収)額 本人負租(額収)額 本人負租(額収)額 本人負租(額収)額 本人負租(租)	代 表 者電話番号
A	下記のとおり男性不妊治療を実施し、本人負担額を領収したことを証明します。
年度に 放棄期間 年 月 日 から 年 月 日 まで 負担(領収)額 年 月 日 まで 月 (海収)額 年 月 日 まで 日 (領収)額 日 日 まで 日 (日 (東) を か ま か ま か ま か ま か ま か ま か ま ま か ま か ま	足
様に要した 点数 内 (領収)額 石 (領収)額 日 (海収)額 日 (中 (田)分 日 (田)分 日 (田)分 <t< td=""><td>生年月日 年 月 日</td></t<>	生年月日 年 月 日
授権に係る本 担(領収)額 R IR P + イ 合計金額 A L L 授権の 本人負担額 所 名 区分 診療点数 本人負担額 本人負担額 年 月分 年 月分 年 月分 年 月分 本人負担(領収)額 年 月分 年 月分 本人負担(領収)額 本人負担(領収)額 年 月分 年 月分 年 月分 本人負担(領収)額 年 月分 本人負担(領収)額 年 月分	4年8日 年 日 日
保険診療 株分 人工授権の 本人負担額 有 名 月分 中 本人負担額 本人負担額 事 申 月分 中 本人負担(領収)額 本人負担(領収)額 申 日 <td>+</td>	+
分 診療点数 本人負担額 本人負担額 年 月分 甲 甲 年 月分 華 月分 年 月分 本人負担(領収)額 年 月分 中 月分 中 月分	
月分 一<	
月分 事 事 事 申 月分 本人負担(領収)額 月分 本人負担(領収)額 月分 日分 月分 日分 月分 日分 月分 日分 月分 日本人負担(領収)額 日本人負担(領収)額 日本人負担(領収)額 日本人負担(領収)額 日本人負担(領収)額 日本人自和(領収)額 日本人負担(領収)額 日本人自和(領収)額 日本人自和(東京) 日本人自和(東京) 日本人自和(東京) 日本人自和(東京) 日本人自和(東京) 日本人自和(東京) 日本人自和(東京) 日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本	1
月分 本人負担(領収)額 月分 上分 月分 日分 月分 日分 月分 日分 月分 日分 月分 日分 月分 日本 月分 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	年 月 目
月分 本人負担(領収)額 月分 日分 月分 日分 月分 日分 月分 日分 月分 日分 月分 日本 月分 日本 日本 日本	
月分 月分 月分 月分 月分 月分	E
月分 内 本	2 十虫母 2.不用声字之舞七八 (TOCIT) 光虫 母女 七乙醇 中田群
月分 内 内	(IESE)
	精巣上体内精子吸引法(MESA)又は精子を精巣上体から採取
	するための手術
月分	※12半とは保留面外の手術がガストラ
月分	、
□タイミング療法(不妊相談) □歩小三・大が療法(内服・注射) □排卵誘発法(内服・注射) ○上排卵誘発法(内服・注射) ○上非卵酸等者 ○上空間を発表を対象の内容 □に変換 □その他の手術(
版の有無 □有 □無 □治療継続中 □未確認(薬局の場合は記載不要です。) おり、特定不好治療費助成事業指定房療	本事業の助成対象となる治療は、特定不妊治療に至る過程の一環として行われる手術等でり、株定不好治療費助成事業指定尿療機関からの紹介等により。上割用体不好治療を実施
記事項 0 4車47 112 8 単独42 47 2 3 3 3 12 3 12 3 12 3 3 3 3 3 3 3 3 3	した場合です。 今里休・1時毎 浦荘母右にかかる郷田第十 甲ボの対象とかりませ。

第2号様式の3(第5条関係)	第3号様式 (第6条関係)
不育症治療等医療機関証明書	亀岡市指令 第 号
年月日 (宛先) 亀岡市長 中央はWIII MA	
DXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	亀岡市不妊及び不育症治療費助成金交付(不交付)決定通知書
号 額を領収したことを証明します。	申請のありました亀岡市不妊及び不育症治療費助成金の交付について、亀岡市不妊及び不 育症治療費助成金交付要綱第6条に基づき、下記のとおり決定したので通知します。
記 受療者氏名 男·女性年月日 年月日	年 月 日
病 名 治療開始 年 月 日 年 月 日	亀岡市長
世級	足
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	× ×
☆	助成金交付額 田 (年度治療分)
年 月分 k 年 月分	
年	。
世山	
卅 1	
等 年 月分 6 日分 6 日分 7 日分 7 日分 7 日分 7 日分 7 日分 8 日分 8 日分 8	
+ サ	
年月	
年 月分 /	11 4
年 月分	(五)
□免疫異常 □内分泌異常 □十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、亀岡市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この決定がよってよっています。 しょうしつ ジョンジ
(保険適用のみ)	めのたことな知った日の翌日から匹身しくもし日以内であるくも、この状たの日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。
出産の有無 □有 □無 □治療継続中 □未確認 (薬局の場合は記載不要です。)	2 この決定については、この決定があったことを知った日(上記1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6億月
特 記 事 項	以内に、亀岡市を被告として(訴訟において亀岡市を代表する者は、亀岡市長となりま
注1 食事代、入院費は、助成の対象となりません。 2 1年以内の申請が必要です。検査から治療終了までの期間が1年を超える場合は、数回に ハモエエロリティジャン。	す。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。 なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~

亀岡市告示第220号

亀岡市障害児保育事業費補助金交付要綱(平成11年亀岡市告示第46号)の一部を次のように改正する。

平成26年11月1日

亀岡市長 栗山正隆

第1条中「保育に欠ける」を「保育を必要とする」に改める。

別記第1号様式、別記第2号様式及び別記第 3号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

附則

この要綱は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日から実施する。

「掲示済」

亀岡市告示第221号

亀岡市国民健康保険条例施行規則(昭和53年亀岡市規則第20号)第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成26年11月5日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀2106-41023

- 交付した日
 平成26年4月1日
- 3 無効になる日平成26年11月5日

「掲示済」

亀岡市告示第222号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法(昭和25年法律第226 号)第20条の2の規定により告示する。

平成26年11月6日

亀岡市長 栗山正隆

1 送達する書類

平成 2 6 年度固定資産税·都市計画税納 税通知書

2 送達を受けるべき者

	住 所 (居 所)	氏名又は名称
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略
6	省略	省略
7	省略	省略
8	省略	省略
9	省略	省略
10	省略	省略
11	省略	省略
12	省略	省略
13	省略	省略
14	省略	省略
15	省略	省略
16	省略	省略
17	省略	省略
18	省略	省略
19	省略	省略
20	省略	省略
21	省略	省略
22	省略	省略
23	省略	省略
24	省略	省略
25	省略	省略
26	省略	省略
27	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起 算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

亀岡市告示第223号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法(昭和25年法律第226 号)第20条の2の規定により告示する。

平成26年11月6日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 送達する書類平成26年度市民税・府民税の決定又は変更通知書
- 2 送達を受けるべき者 住所 省略

氏名 省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法 第20条の2第3項の規定により、告示の日 から起算して7日を経過した時点で書類の送 達があったものとみなす。

「掲示済」

亀岡市告示第224号

亀岡市国民健康保険条例施行規則(昭和53年亀岡市規則第20号)第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成26年11月6日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀0147-81007

1 保 険 者

亀岡市(26-007-5) 京都府亀岡市安町野々神8番地

- 交付した日
 平成26年4月1日
- 3 無効になる日平成26年11月6日

亀岡市告示第225号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、 送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により告示する。

平成26年11月7日

亀岡市長 栗山正隆

1 送達する書類

平成26年度軽自動車税納税通知書

2 送達を受けるべき者

	住 所	氏名又は名称
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略
6	省略	省略
7	省略	省略
8	省略	省略
9	省略	省略
10	省略	省略
11	省略	省略
12	省略	省略
13	省略	省略
14	省略	省略
15	省略	省略
16	省略	省略
17	省略	省略
18	省略	省略
19	省略	省略
20	省略	省略

21	省略	省略
22	省略	省略
23	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起 算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「掲示済」

亀岡市告示第226号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、 送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により告示する。

平成26年11月7日

亀岡市長 栗山正隆

1 送達する書類

固定資産現所有者認定通知書

固定資産価格等登録通知書

平成26年度固定資產税·都市計画税納税通知書

2 送達を受けるべき者

	住 所 (居 所)	氏名又は名称
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略
6	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起 算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

亀岡市告示第227号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市環境市民部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により告示する。

平成26年11月13日

亀岡市長 栗山正隆

1 送達する書類等

省 略

2 この書類を受領されないときは、地方税法 第20条の2第3項の規定により、告示の日 から起算して7日を経過した時点で書類の送 達があったものとみなす。

「掲示済」

亀岡市告示第228号

亀岡市国民健康保険条例施行規則(昭和53年亀岡市規則第20号)第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成26年11月13日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀2105-12014

- 2 交付した日平成26年4月1日
- 3 無効になる日 平成26年11月13日

亀岡市告示第229号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、 送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により告示する。

平成26年11月17日

亀岡市長 栗山正隆

1 送達する書類等

	光洋する事権	送達を受けるべき	者
	送達する書類	住 所	氏名又は名称
1	督促状 平成26年度第3期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
2	督促状 平成26年度第3期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
3	督促状 平成26年度第3期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
4	督促状 平成26年度第3期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
5	督促状 平成26年度第3期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
6	督促状 平成26年度第3期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
7	督促状 平成26年度第3期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
8	督促状 平成26年度第3期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
9	督促状 平成26年度第3期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
10	督促状 平成26年度第3期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
11	督促状 平成26年度 軽自動車税	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起 算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

亀岡市告示第230号

亀岡市国民健康保険条例施行規則(昭和53年亀岡市規則第20号)第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成26年11月17日

亀岡市長 栗山正隆

記

41002-14005

- 1 保 険 者亀岡市(26-007-5)京都府亀岡市安町野々神8番地
- 交付した日
 平成26年4月1日
- 3 無効になる日平成26年11月17日

「掲示済」

亀岡市告示第231号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条の規定に基づき、平成26年11月27日亀岡市議会定例会を亀岡市議場に招集する。

平成26年11月20日

亀岡市長 栗山正隆

「掲示済」

亀岡市告示第232号

亀岡市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱及び簡易な改修から始める安全なわが家の耐震改修事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年11月20日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市木造住宅耐震改修事業費補 助金交付要綱及び簡易な改修から 始める安全なわが家の耐震改修事 業費補助金交付要綱の一部を改正 する告示

(亀岡市木造住宅耐震改修事業費補助金交付 要綱の一部改正)

第1条 亀岡市木造住宅耐震改修事業費補助金 交付要綱(平成20年亀岡市告示第41号) の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 木造住宅 木造の建築物で、住宅の用途に供するもの(住宅以外の用途を兼ねる建築物であって、延べ面積の2分の1以上を住宅の用に供するものを含む。)のうち、亀岡市内において昭和56年5月31日以前に着工され、現に完成しているものをいう。

□専用住宅 □併用住宅(併用用途:)
	J
È -	
) 非国外交 医昆外皮
専用住宅・併用住宅(用途:)・共同住宅・長屋住宅
こ改める。	1
(簡易な改修から始める安全なわが家の耐震改(修事業費補助金交付要綱の一部改正)
2条 簡易な改修から始める安全なわが家の耐	震改修事業費補助金交付要綱(平成24年亀
告示第172号)の一部を次のように改正する。	
第2条第1号を次のように改める。	
(1) 木造住宅 木造の建築物で、住宅の用途(に供するもの(住宅以外の用途を兼ねる建築
あって、延べ面積の2分の1以上を住宅の	
別記第1号様式、別記第2号様式及び別記第	4号様式から別記第9号様式までの規定中
□専用住宅 □併用住宅(用途:	
	J
Ē [
を 「 専用住宅・併用住宅(用途:)・共同住宅・長屋住宅
Γ)・共同住宅・長屋住宅」
Γ)・共同住宅・長屋住宅」
専用住宅・併用住宅(用途: こ改める。)・共同住宅・長屋住宅」
専用住宅・併用住宅(用途:)・共同住宅・長屋住宅」」
専用住宅・併用住宅(用途: こ改める。 附 則)・共同住宅・長屋住宅」」
専用住宅・併用住宅(用途: こ改める。)・共同住宅・長屋住宅」」
専用住宅・併用住宅(用途: こ改める。 附 則	J
専用住宅・併用住宅(用途: こ改める。 附 則)・共同住宅・長屋住宅」
専用住宅・併用住宅(用途: こ改める。 附 則	J

亀岡市告示第233号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第 21条第2項において準用する同法第19条第 1項の規定により南丹都市計画生産緑地地区を 変更した。

当該都市計画の図書を同法第21条第2項に おいて準用する同法第20条第2項の規定によ り公衆の縦覧に供する。

平成26年11月26日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 都市計画の種類 生産緑地地区
- 2 都市計画を変更する土地の区域 千代川町今津二丁目・三丁目の一部 大井町並河坂井の一部 篠町王子下上牧の一部 篠町篠赤畑の一部 篠町夕日ケ丘三丁目の一部
- 3 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地 亀岡市まちづくり推進部都市計画課

「掲示済」

亀岡市告示第234号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例(平成5年亀岡市条例第14号)第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

平成26年11月27日

亀岡市長 栗山正隆

1 撤去した理由

亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9 条に違反して、自転車放置禁止区域に放置されていたため。

- 2 撤去した区域
 - JR亀岡駅前自転車放置禁止区域
 - JR馬堀駅前自転車放置禁止区域
 - JR並河駅前自転車放置禁止区域
 - JR千代川駅前自転車放置禁止区域
- 3 撤去した日時平成26年11月27日(木)午後1時~午後3時
- 4 撤去し、保管した台数 7台
- 5 保管場所 JR馬堀駅前自転車等駐車場
- 6 保管期間 告示の日から3箇月間
- 7 返還期間 月曜日~十曜日 午前10時~午後7時
- 8 返還を受けるための手続き
 - ① 撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができる。
 - ② 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住所・氏名を明らかにできるものが必要である。
 - ③ 撤去・保管に要した費用として1台 2,000円を負担する。
- 9 引取りのない場合の措置 保管期間を経過しても引き取りのない自転 車は、関係法令の規定により処分する。
- ※ 連絡先 まちづくり推進部 土木管理課 電話0771 (25) 5043

公告

亀岡市公告第54号

平成26年亀岡市公告第29号に基づき実施 した本市職員採用試験の結果、次のとおり合格 者を決定し、職員採用候補者名簿に登録したの で公告する。ただし、登録有効期限については、 平成28年4月1日までとする。

平成26年11月6日

亀岡市長 栗山正隆

(合格者受験番号)

• 学芸員

2023

4001 4009

4502 4503 4505

・保健師

• 保育士

 $5\ 0\ 0\ 3$ $5\ 0\ 0\ 5$

• 管理栄養士

6028

亀岡市公告第55号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成26年11月10日

亀岡市長 栗山正隆

一般競争入札 事項	亀岡市公有地の売却 売却する物件:亀岡市東つつじケ丘都台二丁目30番56・ 亀岡市東つつじケ丘都台二丁目30番57の土地 宅地 合計面積 2,243.47㎡
入札参加資格	日本国内に居住している人。 ただし、地方自治法施行令第167条の4に該当する人は参加できない。
参加申込み	この入札に参加を希望する場合は、事前の申込みを必要とする。
入札場所	▲岡市役所 4階 入札室
入札日時	平成27年1月27日 (火曜日) 入札:午後1時00分から 午後1時50分まで 開札:午後2時00分から
参加申込受付 場所及び期間	参加申込みは、下記の期間内に亀岡市役所1階会計課にて受付ける。 平成26年12月22日(月曜日)から 平成27年 1月15日(木曜日)まで(年末・年始を除く。) 受付時間は、午前9時から午後5時まで(正午~午後1時を除く。)
参加申込用紙 等の配布期間	参加申込用紙等は、「亀岡市公有地の売却について(元東つつじケ丘公民館・都市公園跡地)」として、平成26年11月10日(月曜日)から亀岡市ホームページにて配布する。 入手できない人は会計課に問い合わせること。
最低売却価格 の有無	最低売却価格を設定する。 最低売却価格 114,000,00円
土地の利用	入札する物件は、次の土地利用条件が付される。 ア 周辺環境と調和した、良好な住宅団地の開発を、購入者自らが事業主となって実施すること。 なお、購入者自らが一切事業に着手することなく、第三者に譲渡することは 固く禁ずる。
土地の用途制 限	入札する物件は、売買契約書において次の用途制限が付される。 ア 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77 号)第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用途に供しないこと。 イ 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(昭和23年法律第

	122号)第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第4項から第11項に規定する風俗関連営業の用途に供しないこと。	
無効な入札	次の入札は無効とする。 ア 入札参加資格のない者がした入札 イ 指定の時刻までに提出しなかった入札 ウ 所定の入札書によらない入札 エ 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札 オ 入札者又はその代理人が同一の入札について、2枚以上の入札をした場合のその全部の入札 カ 入札者及びその代理人がそれぞれ入札した場合のその全部の入札 キ 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が識別できない入札 ク 入札金額を訂正した入札 ケ 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札 コ 指定の日時までに事前申込みをしなかった者がした入札	
落札者の決定 方法	最低売却価格以上の額の入札の内、最高額で入札した者を落札者とする。同額の 入札をした者が二人以上あるときは「くじ」による。	
入札保証金 契約保証金	入札保証金(金融機関が振り出した保証小切手)は、入札額の5%以上 契約保証金は、契約金額の10%以上	
その他	入札に関する注意事項、契約に関する注意事項、物件情報等は「亀岡市公有地の 売却について(元東つつじケ丘公民館・都市公園跡地)」で確認すること。	
問合せ先申し込み先		

亀岡市公告第56号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第11条第3項及び同法第11条の2第12項に基づき、住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を次のとおり公表する。

平成26年11月19日

亀岡市長 栗山正隆

国又は地方公共団体の機関の請求による閲覧

国又は地方公共団体の	請求事由、閲覧	閲覧年月日	閲覧に係る
機関名	事項の利用目的	阅見午月日 	住民の範囲
防衛省 自衛隊京都地方協力本部	防衛省自衛隊の自衛官等	平成25年12月4日	亀岡市全域
亀岡募集案内所	の募集に伴う広報を実施	から6日まで	
	するため		

個人又は法人の申出による閲覧

閲覧者の名称及び代表者名 (委託者の氏名、名称及び 代表者名又は機関名)	申出事由、閲覧 事項の利用目的	閲覧年月日	閲覧に係る 住民の範囲
(株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博 (内閣府政策統括官(共生社会政 策担当)付参事官(高齢社会対 策担当)宮本 悦子)	「高齢期に向けた『備 え』に関する意識調査」 実施のための対象者抽出	平成25年11月7日	千代川町小川1丁目、2丁目、3丁目千代川町今津1丁目、2丁目、3丁目
一般社団法人新情報センター 事務局長 平谷 伸次 (消費者庁長官 阿南 久)	消費者意識基本調査の対 象者名簿作成	平成25年12月10日	大井町かすみケ丘
株式会社ビデオリサーチ 代表取締役社長 秋山 創一 (日本たばこ産業株式会社 たばこ事業本部 M&S戦略部長 中野 恵)	「2014年全国たばこ 喫煙者率調査」実施のた めの対象者抽出	平成26年1月16日	西つつじケ丘雲仙台2丁目
(株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博 (日本銀行 情報サービス局 局長 丹治 芳樹)	「生活意識に関するアンケート調査」 (第58回)実施のための対象者抽出	平成26年2月19日	畑野町広野

閲覧者の名称及び代表者名 (委託者の氏名、名称及び 代表者名又は機関名)	申出事由、閲覧 事項の利用目的	閲覧年月日	閲覧に係る 住民の範囲
一般社団法人中央調査社 会長 西澤 豊 (日本放送協会 会長 籾井 勝人)	「2014年6月全国放送 サービス接触動向調査」 実施のための対象者抽出	平成26年3月13日	篠町見晴6丁目、7丁目
株式会社かんでんCSフォーラム 取締役社長 鍵田 吉成 (京都府知事 山田 啓二)	「京都府政に関する府民 ニーズ調査」実施のため の対象者抽出	平成26年5月16日	北古世町1丁目 上矢田町 下矢田町2丁目 北河原町1丁目 畑野町広野 大井町かすみケ丘 千代川町小林 東つつじケ丘曙台4丁目
一般社団法人中央調査社 会長 西澤 豊 (株式会社野村総合研究所 常務執行役員 此本 臣吾)	「テレビ視聴に関する調 査」実施のための対象者 抽出	平成26年5月28日	東つつじケ丘都台1丁目、2 丁目
一般社団法人中央調査社 会長 西澤 豊 (独立行政法人労働政策研究・研 修機構 理事長 菅野 和夫)	「60歳代の雇用・生活の 実態と65歳を越えた雇用 促進の条件把握のための 調査」実施のための対象 者抽出	平成26年6月11日	大井町並河1丁目、2丁目、 3丁目
一般社団法人中央調査社 会長 西澤 豊 ((株)時事通信社 代表取締役 西澤 豊)	「住民意識調査」実施の ための対象者抽出	平成26年7月29日	篠町広田1丁目
株式会社ナビット 代表取締役 福井 泰代 (内閣府 大臣官房会計担当参事官 小松 貢 (担当 山下 明範))	「市民の社会貢献に関する実態調査」実施のため の対象者抽出	平成26年9月9日	荒塚町
株式会社サーベイリサーチセン ター 代表取締役 藤澤 士朗 (独立行政法人国立環境研究所 理事長 住 明正)	「これからのライフスタ イルのあり方に関する世 論調査」実施のための対 象者抽出	平成26年9月18日	吉川町全域

亀岡市公告第57号

亀岡農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行令(昭和44年政令第254号)第10条の規定に該当する軽微な変更をしたので、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第4項で準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の計画書を次により縦覧に供する。

平成26年11月19日

亀岡市長 栗山正隆

1 縦覧期間

平成26年11月19日以後、常時備 え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地亀岡市産業観光部農林振興課

亀岡市公告第58号

一般競争入札(条件付き)を執行するので、次のとおり公告する。 なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成26年11月25日

亀岡市長 栗山正隆

1 工事の概要等

(1) 工事番号 道改第6号

(2) 工事名 市道中矢田篠線道路新設改良工事(その10)

(4) 工事種別 土木一式工事

(5) 工事概要 工事延長 L = 155.4 m

 $W = 12.0 \, \text{m}$

土工 一式

擁壁工

重力式擁壁 L=66.1m

排水工

側溝工L=113.3m管渠工L=136.4m集水桝工N=10.0箇所

舗装工

排水性アスファルト舗装 $A = 1283.4 \,\mathrm{m}^2$ アスファルト舗装 $A = 438.8 \,\mathrm{m}^2$

道路付属施設工

フェンス工L = 65.6m照明灯N = 2.0箇所車止めN = 2.0箇所

(6) 予定価格(税込) 35,679,960円

【入札書比較価格(税抜) 33,037,000円】

(7) 工 期 契約日の翌日から平成27年3月31日まで

(8) 部分払 無

(9) 前 金 払 有(当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要)

(10) 中間前金払 請負金額500万円以上かつ工期150日以上(変更工期を含む。)で前金払を している工事については、工期の2分の1が経過していること・工程表により

工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る

作業が行われていること・当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り、中間前金払(請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要)が請求できる。

- (11) 最低制限価格 採用
- (12) 入札保証金 免除
- (13) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時 に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が確 実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する 法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をい

う。) の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、

契約保証金を免除する。

(14) 支給材料及び貸与品 無

2 入札参加資格要件

- (1) 平成26年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A等級」に認定された者であり、希望順位1位の亀岡市内に本社(本店)を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事(土木一式工事)が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。 (※手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成26年4月1日以降に発注された土木一式工事の競争 入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、 随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。 また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事の競争入札で落札した業者は、落札し た時点で本案件への入札参加資格を失う。)
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (5) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。
- 3 入札参加資格確認申請時の提出書類
- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書 (別紙様式1)
- (2) 配置予定技術者調書 (別紙様式2)
 - ※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載 することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならな い。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者(入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が3,000万円(建築一式は4,500万円)未満の場合は主任技術者)は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、

営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。(恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。)

- (3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し
 - ※ 配置予定技術者調書(別紙様式2)に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手 続 等	期間・期日・期限 等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等	平成26年11月25日(火)	共通事項2のとおり
の配布期間	午後1時から	
設計図書等の閲覧期間	平成26年11月25日(火)	共通事項2のとおり
	午後1時から	
入札参加資格確認申請書等	平成26年12月1日(月)	共通事項3のとおり
の受付	午前9時から午後5時まで	
	平成26年12月2日(火)	
	午前9時から午後4時まで	
入札参加確認通知の送付	平成26年12月4日(木)	
	午後5時までに電子入札システムに	
	より通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問	共通事項5のとおり
	平成26年11月28日 (金)	
	午後5時まで	
	設計図書に関する質問	
	平成26年12月5日 (金)	
	午後3時まで	
質疑の回答	申請書等に関する回答:随時	共通事項5のとおり
	設計図書に関する回答	
	平成26年12月9日(火)	
	午後5時まで	
入札期間	平成26年12月15日(月)	共通事項6のとおり
	午前9時から午後5時まで	
	平成26年12月16日(火)	
	午前9時から午後4時まで	

開札日時	平成26年12月17日(水)	電子入札システムによる
	午前10時00分	

(注)都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。 入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は(1日目にトラブル等が発生した場合の)予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 企画管理部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

亀岡市公告第59号

平成26年亀岡市公告第29号に基づき実施 した本市職員採用試験の結果、次のとおり合格 者を決定し、職員採用候補者名簿に登録したの で公告する。ただし、登録有効期限については、 平成28年4月1日までとする。

平成26年11月28日

亀岡市長 栗山正隆

(合格者受験番号)

· 行政 I

 1009
 1027
 1028
 1038

 1040
 1048
 1056
 1061

 1073
 1089
 1099
 1104

 116
 1128
 1146
 1148

 1159
 1166
 1171
 1181

 1198

行政Ⅱ

1519

• 行政Ⅲ

1811 1812 1814

- ・土木Ⅱ
 - 3 5 0 2
- ・土木Ⅲ

3 8 0 1

亀岡市公告第60号

平成26年12月15日発行

亀岡市人事行政の運営等の状況

亀岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年亀岡市条例第5号)の規定に基 づき、平成25年度における亀岡市人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表する。

平成26年11月28日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 職員の任免及び職員数に関する状況
- (1)職員の任免の状況
 - ① 職員の採用の状況(平成25年度)

区分	試験採用	選考採用	割愛採用	計
事務・技術	24人			24人
保育士	5人			5人
指導主事			2人	2人
病院医師		4人	1人	5人
病院看護師	7人			7人
病院医療技術	1人			1人
病院医療事務	2人			2人
計	39人	4人	3人	46人

- (注) 1 一般職に属する職員の採用状況である。ただし、再任用職員、臨時的任用職員及び 非常勤職員を含まない。
 - 2 割愛採用とは、京都府等との人事交流による採用のことをいう。
- ② 職員の退職の状況(平成25年度)

区分	定年退職	勧奨退職	普通退職	その他	計
事務・技術	23人	3人	2人	2人	30人
保育士		1人	2人		3人
保健師			1人		1人
指導主事			1人		1人
病院医師			3人		3人
病院看護師			3人		3人
計	23人	4人	12人	2人	41人

(注) 一般職に属する職員の退職状況である。ただし、再任用職員、臨時的任用職員及び非 常勤職員を含まない。

③ 職員の採用における競争試験の実施状況(平成25年度実施状況)

試験区分	申込者	受験者A	1次試験 合格者	2次試験 合格者	最終 合格者B	競争率 A/B
事務 (上級)	188人	131人	66人	35人	23人	5. 7
事務(上級) 民間経験5年以上	59人	52人	23人	5人	3人	17. 3
事務(初級)	14人	12人	6人	3人	3人	4.0
保育士	16人	13人	8人	_	4人	3. 3
土木(上級)	1人	1人	0人	_	_	_
	1人	1人	1人	_	1人	1.0
土木 (上級)	5人	2人	0人	_	_	_
民間経験3年以上	4人	2人	2人	_	2人	2.0
病院看護師	2人	2人			2人	1.0
	4人	4人			4人	1.0
定 炒压 庆	2人	2人			1人	2.0
病院医療事務	2人	2人			1人	2.0

- (注) 1 平成25年度中に実施した状況であり、実際に採用した年度とは一致しない。
 - 2 最終合格者には採用辞退者及び補欠合格者等を含む。

(2)職員数の状況

① 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在)

	部門			職員数		主な増減理由
		<u>타</u>) []	平成25年	平成26年	増減	土な垣機埋田
		議会	7人	7人	0人	
		総務	127人	123人	△4人	事務事業統廃合等
	_	税務	34人	35人	1人	欠員補充による増
苹	般	民生	149人	148人	△1人	退職不補充による減
普通会計部門	行政	衛生	46人	45人	△1人	退職不補充による減
会計	部	農林水産	31人	30人	△1人	事務効率化による減
部	門	商工	12人	12人	0人	
門		土木	63人	64人	1人	用地業務移管等に伴う増
		計	469人	464人	△5人	
	教育部門		70人	72人	2人	事務事業統廃合等
	小計		539人	536人	△3人	
公		病院	117人	120人	3人	看護業務増等
営企		水道	24人	25人	1人	お客様サービス課新設に伴う増
業		下水道	30人	29人	△1人	業務調整による減
公営企業等部		その他	27人	27人	0人	
闁	小計		198人	201人	3人	
	合計		737人[839人]	737人 [839人]	0人[0人]	

- (注) 1 一般職に属する職員の人数である。ただし、再任用職員、臨時的任用職員及び非常 勤職員を含まない。
 - 2 []内は、条例定数である。

② 職種別職員数の状況(各年4月1日現在)

職種	職員数		職種内容		
4取7里	平成25年	平成26年	40000000000000000000000000000000000000		
一般行政職	423人	422人	以下のいずれにも該当しない職		
税務職	34人	35人	課税、納税の業務に従事する職(税務課、税機構職員)		
医療技術職	1人	1人	医療技術の業務に従事する職 (理学療法士)		
保健職	21人	20人	保健師の業務に従事する職(保健センター保健師等)		
福祉職	66人	64人	保育の業務に従事する職(保育所保育士、養護師等)		
企業職	171人	174人	地方公営企業に従事する職(上下水道部、市立病院職員)		
技能労務職	6人	6人	現業の業務に従事する職(給食調理員、用務員等)		
教育職	14人	14人	教育公務員(指導主事、幼稚園教諭、養護教諭)		
教育長	1人	1人	教育委員会教育長		
計	737人	737人			

(注) 一般職に属する職員の人数である。ただし、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤 職員を含まない。

(3) 過去5年間における職員数の推移(各年4月1日現在)

部門		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	
		職員数	465人	463人	457人	469人	464人
普	一般行政部門	増減		△2人	△6人	12人	△5人
迪会	教育部門	職員数	74人	77人	75人	70人	72人
普通会計部門	教育部门	増減		3人	△2人	△5人	2人
門	小計	職員数	539人	540人	532人	539人	536人
	√1,旦1	増減		1人	△8人	7人	△3人
	病院	職員数	106人	110人	111人	117人	120人
		増減		4人	1人	6人	3人
	水道	職員数	27人	27人	27人	24人	25人
公営		増減		0人	0人	△3人	1人
公営企業等部	下水道	職員数	31人	31人	27人	30人	29人
未等	广水坦	増減		0人	△4人	3人	△1人
部門	その他	職員数	28人	27人	26人	27人	27人
	での他	増減		△1人	△1人	1人	0人
	小計	職員数	192人	195人	191人	198人	201人
	√1,旦1	増減		3人	△4人	7人	3人
	合計	総合計	731人	735人	723人	737人	737人
	口印	増減		4人	△12人	14人	0人

- (注) 1 一般職に属する職員の人数である。ただし、再任用職員、臨時的任用職員及び非常 勤職員を含まない。
 - 2 増減は、各年における対前年比の職員増減数を示す。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費と職員給与費の状況

① 人件費の状況(平成25年度普通会計決算)

住民基本台帳人口	□ 歳出額 A	実質収支	人件費B	人件費率 B/A	(参考) 平成24年度の 人件費率
91, 910 <i>)</i>	32,573,121千円	462, 154千円	5,625,098千円	17.3%	15.9%

(注) 住民基本台帳人口は、平成26年3月31日現在のものである。

② 職員給与費の状況(平成25年度普通会計決算)

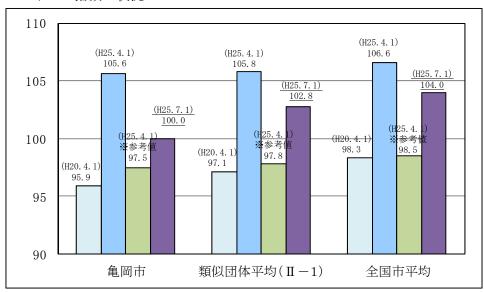
職員数A		1人当たり			
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計B	給与費B/A
538人	1,971,215千円	574,416千円	780, 290千円	3,325,921千円	6,182千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 - 2 職員数は、普通会計に属する一般職の職員(平成25年4月1日現在)の人数である。 ただし、教育長、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。

③ 給与抑制措置の状況

区分	対象者	削減期間	削減効果額
管理職手当	部長級7%減	平成14年4月1日	年間約4,000千円
	次・課長級5%減	から当分の間	(平成25年度)

④ ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
 - 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を 単純平均したものである。
 - 3 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無い とした場合の値である。

(2)特別職等の報酬等の状況(各年4月1日現在)

	区分	給料	·月額等		
	卢 万	平成25年	平成26年		
給料	市長 副市長 病院事業管理者 教育長	985,000円/月 787,000円/月 664,000円/月 694,000円/月			
報酬	議長 副議長 議員	560,000円/月 490,000円/月 440,000円/月			
期末手	市長 副市長 病院事業管理者 教育長	支給月数:2.95月分 役職加算額:(給料月額+地域	手当)×15%		
当	議長 副議長 議員	支給月数:2.95月分 役職加算額:報酬月額×15%			
退職手当	市長 副市長 病院事業管理者 教育長	算定方式 給料月額×在籍年数×550/100 給料月額×在籍年数×325/100 給料月額×在籍年数×280/100 給料月額×在籍年数×280/100	1期の手当額支給時期2,167万円任期毎1,023万円任期毎744万円任期毎777万円任期毎		
備考		市長、副市長、病院事業管理者 (給料月額の6%) 副市長、病院事業管理者及び教			

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、各年4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期 (4年=48月) 勤めた場合における退職手当の見込額である。

(3) 公営企業職員の職員給与費の状況

① 簡易水道事業(平成25年度決算)

総費用A	実質収支	職員給与費B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成24年度の総費用に 占める職員給与費比率
134,287千円	7,787千円	8,268千円	6.2%	5.7%

職員数A		1人当たり			
W 貝 数 A	給料	職員手当	期末勤勉手当	計B	給与費B/A
1人	4,363千円	749千円	1,696千円	6,808千円	6,808千円

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 - 2 職員数は、平成26年3月31日現在の人数である。

② 地域下水道事業(平成25年度決算)

総費用A	実質収支	職員給与費B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成24年度の総費用に 占める職員給与費比率
903, 166千円	11,785千円	51,353千円	5.7%	6.5%

職員数A		1人当たり			
順貝級A	給料	職員手当	期末勤勉手当	計B	給与費B/A
7人	27,419千円	4,371千円	10,382千円	42,172千円	6,025千円

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 - 2 職員数は、平成26年3月31日現在の人数である。

③ 上水道事業 (平成25年度決算)

総費用A	純損益	職員給与費B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成24年度の総費用に 占める職員給与費比率
1,307,115千円	76,365千円	174,374千円	13.3%	16.7%

職員数A	給与費					
概貝数A	給料	職員手当	期末勤勉手当	計B	給与費B/A	
24人	89,417千円	21,306千円	34,817千円	145,540千円	6,064千円	

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 - 2 職員数は、平成26年3月31日現在の人数である。

④ 下水道事業 (平成25年度決算)

総費用A	純損益	職員給与費B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成24年度の総費用に 占める職員給与費比率
1,767,334千円	81,783千円	164,994千円	9.3%	9.2%

職員数A			1人当たり		
- 概貝数A	給料	職員手当	期末勤勉手当	計B	給与費B/A
23人	84,513千円	19,692千円	32,650千円	136,855千円	5,950千円

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 - 2 職員数は、平成26年3月31日現在の人数である。

⑤ 病院事業 (平成25年度決算)

総費用A	純損益	職員給与費B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成24年度の総費用に 占める職員給与費比率
2,288,143千円	△10,650千円	1,012,445千円	44.2%	46.0%

職員数A		給与費			
順貝級A	給料	職員手当	期末勤勉手当	計B	給与費B/A
117人	452, 299千円	212,475千円	158,328千円	823,012千円	7,034千円

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 - 2 職員数は、平成26年3月31日現在の人数である。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)職員の勤務時間の状況(平成26年4月1日現在)

1週間の勤務時間	開始時刻 終了時刻	休憩時間	週休日・休日
38時間45分	開始:午前8時30分	午後0時00分	土曜日、日曜日、
	終了:午後5時15分	~午後1時	国民の祝日、年末年始(12/29~1/3)

(注) 公務の運営上の事情等により特別の形態により勤務する職員を除く。

(2) 休暇制度の状況

① 年次有給休暇の制度と取得状況について

区分	原因・理由等	休暇の期間	取得実績
年次休暇	1の年度ごとにおける休暇 取得時季及び理由の如何に かかわらず取得可	1の年度に20日 残日数は、20日を限度に次 の年度に限り繰り越すこと ができる。	

(注) 取得実績は、平成25年4月1日から平成26年3月31日の間に取得した平均値である。

② 療養休暇(有給)の制度について

区分	原因・理由等	休暇の期間
公務傷病	公務上の負傷若しくは疾病又は通 勤による負傷若しくは疾病により 療養が必要なとき	療養を必要とする期間
結核	結核性の疾病により療養が必要な とき	療養を必要とする180日以内の期間
私傷病	その他の負傷又は疾病により療養 が必要なとき	療養を必要とする90日以内の期間
通院	負傷又は疾病により通院が必要なとき	通院を必要とする期間で必要最低限の時間 ※ 1回の承認は、90日以内

(注) 公務傷病、結核、私傷病及び通院については、医師の診断書に基づき承認する。

③ 特別休暇(有給)の制度について

区分	休暇の基準	休暇の期間
公民権行使休暇	選挙権その他公民としての権利 を行使する場合	その都度必要と認められる期間
公の職務執行休 暇	裁判員、証人、鑑定人、参考人 として国会、裁判所、地方公共 団体の議会その他の官公署へ出 頭する場合	その都度必要と認められる期間
ドナー休暇	職員が骨髄移植のための骨髄若しのための骨髄をを動植のための骨髄を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を	その都度必要と認められる期間
ボランティア休暇	職者すりの性性の大きなでは、は、大きな、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	1の年度について5日以内でその都度必要と認められる期間
結婚休暇	職員が結婚する場合で、結婚 式、旅行その他結婚に伴い必要 と認められる行事等のため勤務 しないことが相当であると認め られる場合	結婚の日の5日前から1月後までの間の8日 以内の期間
産前休暇	出産する予定である職員が申し 出た場合	出産予定日の前8週間(多胎妊娠の場合は 14週間)以内の日から出産の日までの期間

第839号

産後休暇	職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過するま の期間			
育児時間	生後満1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のため に必要と認められる授乳等を行 う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間			
配偶者の出産休 暇	配偶者の出産に伴い勤務しない ことが相当であると認められる 場合	職員の妻の出産に係る入院等の日から当ま 出産の日後2週間を経過する日までの期間 内の2日以内の期間			
育児参加休暇	職員の妻が出産する場合、その 出産予定日の6週間(多胎妊娠 の場合は14週間)前の日から当 該出産の日後8週間を経過する 日までの期間に、当該出産に係 る子又は小学校就学の始期に る子又は小学校就学の始期に達 するまでの子を養育する職員 が、これらの子の養育のため 務しないことが相当であると認 められるとき	当該期間内における5日以内の期間			
子の看護休暇	小学校就学の始期に達するまで の子を養育する職員が、その子 の看護のため勤務しないことが 相当であると認められる場合	1の年度について5日以内の期間(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子類 2人以上の場合にあっては10日)			
短期介護休暇	職員が配偶者、父母、子、孫、 配偶者の父母及び職員と同居す る祖父母、兄弟姉妹で負傷、疾 病又は老齢により2週間以上に わたり日常生活を営むのに支障 がある者の介護その他の世話を するとき	1の年度について5日以内の期間(要介護者 が2人以上の場合にあっては10日)			
生理休暇	生理のために勤務することが著 しく困難である場合	1回について2日以内で必	要とする期間		
妊娠の通院休暇	妊娠中及び出産後の職員が保健 指導又は健康診査を受ける場合	次の区分によりその都度必要と認められ期間 妊娠23週まで 4週間に1回 妊娠24週~満35週まで 2週間に1回 妊娠36週~出産まで 1週間に1回 出産後1年まで その間に1回			
妊娠障害休暇	妊娠中の職員が妊娠障害のため 勤務することが著しく困難な場 合	30日以内で必要と認められる期間			

		親族	日数			
		配偶者	10日			
		父母	7日			
		子	5日			
		祖父母、曽祖父母	3日			
		孫	1日			
	職員の親族が死亡した場合で、	兄弟姉妹	3日			
 服喪休暇	職員が葬儀、服喪その他親族の 死亡に伴い必要と認められる行	おじ、おば	1日			
/JIX DC FT ** IX	事等のため勤務しないことが相	父母の配偶者、配偶者の父母	3日(7日)			
	当であると認められる場合	子の配偶者、配偶者の子	1日(5日)			
		祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日(3日)			
		兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	1日(9日)			
		おじ又はおばの配偶者	1日			
		1 日数は、その事実を知った日(日数が				
		1日のものにあっては、任命権者が承認し た日)から起算する				
		2 同一生計の場合は()内の日数とする				
父母等の追悼休 暇	職員が、配偶者、父母、子及び 兄弟姉妹の追悼のための特別な 行事を行う場合					
夏季休暇	職員が夏季における盆等の諸行 事、心身の健康の維持及び増進 又は家庭生活の充実のため勤務 しないことが相当であると認め られる場合	1の年度の7月から9月の期間内において 週休日、休日及び代休日を除いて原則と				
り災休暇	地震、水害、火災その他の災害 により職員の現住居が滅失し、 又は損壊した場合	7日以内でその都度必要と認めら	られる期間			
感染症交通遮断 休暇	感染症の予防及び感染症の患者 に対する医療に関する法律の規 定に基づく交通の制限又は遮断 により勤務が不可能となった場 合	その都度必要と認められる期間				
災害交通遮断休 暇	地震、水害、火災その他の災害 による交通遮断により勤務が不 可能となった場合	その都度必要と認められる期間				
事故休暇	交通機関の事故等の不可抗力の 場合	その都度必要と認められる期間				

④ 介護休暇 (無給) の制度について

区分	休暇の基準	休暇の期間
介護休暇	職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母及び祖父母、兄弟姉妹で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするとき ※対象となる者は、同居するものに限る	2週間以上6月以内の連続する期間において必要とする日又は時間

4 職員の休業の状況

育児休業 (無給)・部分休業 (無給)の制度と取得状況 (平成25年度)

巨八	原因・理由等	取得者数 (承認期間別)				
区分		~1年	~2年	~3年	計	
育児休業	3歳未満の子を養育するとき	5人	6人	1人	12人	
部分休業	小学校就学前の子を養育するため、 1日の勤務時間の一部を勤務しない とき (30分単位で1日2時間以内)	0人	0人	0人	0人	

⁽注) 平成25年度に新たに当該休業を取得した件数である。

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況(平成25年度)

分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の目的から、職員がその職責を 十分に果たすことができない場合に行われる、職員の意に反する不利益な処分をいう。

処分事由		実休職者数				
20万争由	降任	免職	休職	降給	計	关怀眦有数
勤務成績が良くない場合	0件	0件	0件	0件	0件	0人
心身の故障の場合	0件	0件	24件	0件	24件	7人
適格性を欠く場合	0件	0件	0件	0件	0件	0人
職制、定数の改廃、予算の減少 により廃職、過員を生じた場合	0件	0件	0件	0件	0件	0人
刑事事件に関し起訴された場合	0件	0件	0件	0件	0件	0人

⁽注) 1 平成25年度において発令した延べ件数である。

² 休職処分件数は、期間更新をその都度新たな処分とみなして計上した数であり、実休職者数は、引き続き休職状態にあった者の実数である。

(2) 懲戒処分の状況(平成25年度)

懲戒処分とは、職員に一定の義務違反がある場合に、公務における規律と秩序を維持するために行われる制裁的な処分をいう。

処分事由	処分件数					
20万争日	戒告	減給	停職	免職	計	
法令に違反した場合	0件	0件	0件	0件	0件	
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0件	0件	0件	0件	0件	
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあっ た場合	0件	0件	0件	1件	1件	

6 職員の服務の状況

(1) 職務専念義務の免除の状況 (平成25年度)

職務に専念する義務について、法律又は条例に基づく以下の区分に該当し、公務の運営に支障がない場合は、その免除が認められている。

内容 (条例に基づくもの)		
研修を受ける場合		
厚生に関する計画の実施に参加する場合		
その他任命権者が必要と認める場合	子の保育参観、授業参観に出席する場合	110件
	その他(消防団活動等)	0件

⁽注) 平成25年度において発令した延べ件数である。

(2) 営利企業等従事許可の状況 (平成25年度)

公務員は、営利を目的とする私企業の役員等の地位を兼ね、又は自ら営利企業を営み、又は 報酬を得て事業若しくは事務に従事してはならないが、次のいずれにも該当せず、地方公務員 法の精神に反しないと認める場合に限り、任命権者から営利企業等に従事する許可を受けるこ とができる。

- ア 職務の遂行に支障のおそれのある場合
- イ 職員が占めている職との間に特別な利害関係があり又その発生のおそれがある場合
- ウ 職員の身分上ふさわしからぬ性質をもつ場合

許可件数	71件
------	-----

7 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1)職員研修の実施状況(平成25年度)

研修区分			受講者数
人事課主催研修	新規採用職員研修 議会応対研修 人権研修 段取力研修 カーチングが修 カーチンクルへがですがで カーチンタルへがですがです。 カーションがでがですがですがですができます。 カーションがでがですができます。 カーションがでがですができます。 カーションがでがですができます。 カーションがではいる。 カーションがではいる。 カーションがではいる。 カーションがではいる。 は、カーンのではいる。 は、カーンのでは、カーンのでは、カーンのでは、カーンのでは、カーンのでは、カーンのでは、カーのでは	46日	2, 249人
その他研修	派遣研修(京都府市町村振興協会、市町村アカデミーほか)	344日	149人
	職場研修	123日	2,242人
合計			4,640人

(2) 勤務成績の状況 (平成25年度)

評定結果					
A	В	С	D	E	
極めて良好	特に良好	良好(普通)	やや不良	不良	計
94人	34人	449人	4人	5人	586人

(注) 育児休業中の職員、医療職を除く。

- 8 職員の福祉及び利益の保護の状況
- (1) 厚生に関する計画の実施状況(平成25年度)

区分	主な項目	受診者数
健康管理	定期健康診断 人間ドック 頸肩腕腰痛特殊健康診断 VDT作業従事者健康診断	381人 334人 79人 264人

(2) 福利厚生事業に係る公費負担状況 (平成25年度)

亀岡市実施分	亀岡市職員互助会事業			福利厚生事業	
公費負担 決算額	公費負担額	互助会会員数	公費補助率	1人当たり 公費負担額	に係る決算額
A	В	С		B/C	A + B
4,532千円	13,993千円	741人	本給の 0.6%以内	18,884円	18,525千円

- (3) 勤務条件に関する措置の要求の状況(平成25年度) 事案なし
- (4) 不利益処分に関する不服申立ての状況 (平成25年度) 事案なし

「掲示済」

任免及び辞令

中川國彦松井やす子

矢 野 隆 弘

矢 田 勲

(各 通) 八 木 辰 夫

吉 岡 眞知子

前田厚子

松本行雄

三 宅 基 子

亀岡市民生委員推せん会委員に委嘱します 任期は平成29年10月31日までとします 平成26年11月1日

江 口 昌 道

亀岡市都市計画審議会委員に委嘱します 任期は平成28年9月4日までとします 平成26年11月21日

木 藤 伸一朗

坂 本 信 雄

佐 藤 裕見子

伊藤秀一

佐々木 幸 枝

田 中 美賀子

西 崎 豊

(各 通) 藤 岡 美紀子

前平貞二

山本仁士

牛 田 眞

高 木 玲 子

髙橋昭人

田中善平

森 下 明 美

亀岡市行政改革推進委員会委員に委嘱します任期は平成28年11月25日までとします平成26年11月26日

選挙管理委員会欄

告 示

亀岡市選挙管理委員会告示第51号

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る選挙時登録において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所を次のように定める。

平成26年11月28日

縦覧の場所
 亀岡市安町野々神8番地
 亀岡市役所

2 縦覧の期間 平成26年12月2日

「掲示済」

平成26年12月2日定時登録において選挙 人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日 を記載した書面を縦覧に供する場所を次のよう に定める。

平成26年11月28日

亀岡市選挙管理委員会委員長 野﨑千惠子

1 縦覧の場所 亀岡市安町野々神8番地

亀岡市役所

選挙管理委員会事務局

2 縦覧の期間 平成26年12月3日から

同月7日

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第53号

平成26年12月14日執行予定の衆議院議員総選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のように定める。

平成26年11月30日

亀岡市選挙管理委員会委員長 野崎千惠子

省 略

「掲示済」

公 告

亀岡市選挙管理委員会公告第2号

平成27年1月25日執行予定の亀岡市議会 議員一般選挙に係る立候補予定者説明会の日程 を次のとおり変更する。

平成26年11月23日

亀岡市選挙管理委員会委員長 野﨑千惠子

記

日 時 変更前

平成26年12月13日 (土) 午後1時から

変更後

平成26年12月21日(日) 午後1時から

「掲示済」

上下水道部欄

告 示

亀岡市上下水道部告示第16号

亀岡市下水道排水設備指定工事 業者指定の取消しの告示

平成26年11月20日

亀岡市長 栗山正隆

下記の業者から亀岡市下水道排水設備指定工 事業者規程第9条第1項の規定により亀岡市下 水道排水設備指定工事業者指定辞退届が提出さ れた。

よって、同規程第10条第1項の規定により 指定を取り消し、同規程第15条第1項第2号 の規定により告示する。

記

- 辞退した日
 平成26年11月17日
- 2 辞退した業者

指定 番号	業者名	代表者名	住 所
167	株式会社	代表取締役	亀岡市篠町柏原町
	吉岡敬工務店	吉岡 清	頭44番地1

「掲示済」